

桑名市の環境

(平成27年度版)

桑名市 経済環境部 環境政策課

はじめに

近年、地球温暖化、酸性雨などの地球環境問題が社会に様々な影響を与えることが懸念されており、人と自然が共生できる真に豊かで安心して暮らせる環境を確保し、将来の世代に継承する取り組みを進めなくてはなりません。

桑名市は、行政サービスを行う主体であるとともに地域最大級の事業者・消費者です。その活動が地球環境へ過大な負荷を及ぼしていることを認識し、環境への負荷の低減、環境保全及び公害の未然防止に努めます。

目次

1. 桑名市の概要	P 2
(1) 位置・面積	
(2) 地形・地勢	
2. 環境施策	P 2
(1) 桑名・員弁広域環境基本計画	
(2) 桑名市スマート・エネルギー構想	
(3) 桑名市省エネオフィスプラン	
3. 地球温暖化問題	P 3
(1) 地球温暖化対策	
(2) 新エネルギー・省エネルギー	
4. 公害対策	P 4
(1) 大気汚染	
(2) 水質汚濁	
(3) 騒音・振動	
(4) 悪臭	
(5) 地盤沈下	
(6) 公害苦情	
5. 環境衛生	P 1 2
(1) 衛生	
(2) 狂犬病予防及び動物愛護	
(3) 火葬場の運営管理	
(4) 廃棄物対策	
6. 自然環境	P 1 5
(1) 天然記念物	
(2) 自然環境調査	

1. 桑名市の概要

(1) 位置・面積

桑名市は三重県の北部に位置し、市域面積 13,668ha、南北に 17.8km、東西に 16.5km の広がりをもつ都市です。名古屋から 25km 圏内にあり、東は愛知県、北は岐阜県に接しており、西はいなべ市及び東員町、南は伊勢湾及び四日市市圏域に接しています。

(2) 地形・地勢

桑名市の地形は、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯と、伊勢湾に面した木曾三川と員弁川が造る堆積平野、木曾川・長良川によって造られた輪中に代表される低くて平坦な水郷地帯により形成されます。

市内には揖斐川、長良川、木曾川などの一級河川、員弁川、嘉例川などの二級河川が流れるとともに、養老山系を流れる小河川等があります。

2. 環境施策

(1) 桑名・員弁広域環境基本計画

桑員地域 2 市 2 町において、快適で安心して暮らせる自然環境・生活環境・社会環境を目指し、さらに資源循環型社会の構築に向けて自治体の垣根を越えて広域的に取り組むために、平成 12 年度に「桑名・員弁広域環境基本計画」及び「環境基本計画実行計画」を策定しました。そして、平成 26 年 3 月、計画期間の終了に伴い、全面的に見直しを加えた新たな「桑名・員弁広域環境基本計画」を策定しました。これらの計画に基づき、アダプトプログラム等の施策を実施しています。

・アダプトプログラム登録団体数 79 団体（平成 28 年 3 月末現在）

(2) 桑名市スマート・エネルギー構想

東日本大震災を契機に、市民・事業者・行政の連携による省エネルギー等の実行や、効率的なエネルギー運用などを行い、将来にわたり安全・安心なエネルギーを可能な範囲で安定的・継続的に確保できるまちを目指し、総合的に政策を進めていくため、平成 25 年 3 月「桑名市スマート・エネルギー構想」を策定しました。「創る」・「省く」・「賢く使う」・「学ぶ」を構想の柱とし、新エネルギーや省エネルギーに関する施策の充実・強化を図っています。

平成 27 年度は、経済産業省が実施する「大規模 HEMS 情報基盤整備事業」への協力や先進的都市型スマート住宅供給事業（スマ・エコタウン陽だまりの丘）の推進、環境学習出前講座など、構想実現に向けた取り組みを進めています。

(3) 桑名市省エネオフィスプラン

本市では、環境マネジメントシステムを構築・運用し、平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証の取得を、平成 21 年 4 月からは自己適合宣言により、第三者によらない独自の運用を行ってきました。平成 26 年 3 月、温室効果ガスの削減やエネルギー使用量の削減に重点的に取り組むため、環境マネジメントシステムと地球温暖化防止実行計画を統合し、より効率の良い運用を図るとともに、仕組みと事務の簡素化ができるよう「桑名市省エネオフィスプラン」

として改訂しました。桑名市役所温暖化対策基本方針に基づき、事務事業における環境配慮に率先して取り組み、環境と共生した持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策を推進します。

3. 地球温暖化問題

(1) 地球温暖化対策

地球温暖化問題は、全ての人に関わる問題です。また、原因物質の発生源が広範囲に及ぶとともに、発生に要した時間に比べてその影響が長く持続し、将来の人類の生存基盤さえも脅かしかねない広域的かつ継続的な問題です。

桑名市では「桑名市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市内の公共施設・組織及び事務・事業活動等において温室効果ガスの削減に努めています。

また、平成 21 年に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」で、桑名市は特定事業者指定され、施設の省エネルギー管理が義務付けられました。

そのため使用電力量の多い一定の施設にデマンド監視装置を取り付け電気使用の省力化を図るとともに、省エネルギー診断によってエネルギー使用の無駄を省くなど、毎年 1 % の温室効果ガス削減を目標に取り組んでいます。

東日本大震災以降は、電力不足への対策として、空調、照明、電気機器の適正使用の徹底を図る省エネオフィス活動に取り組んでいます。

こうした取り組みの結果、平成 27 年度の二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量は 17,191t となり、平成 26 年度の 17,474t から約 1.6 % 削減しました。

(2) 新エネルギー・省エネルギー

石油・石炭などのエネルギー資源の枯渇と地球温暖化問題への対応から、桑名市全体のエネルギー利用の実態調査を通じて、新エネルギーの導入に向けた方針を検討した「桑名市地域新エネルギービジョン」を平成 23 年 2 月に策定しました。その後当ビジョンの具体化を図るため「桑名市スマート・エネルギー構想」が策定されました。

桑名市では新エネルギーの普及支援として、家庭及び事業所向け太陽光発電施設等の設置に対する助成を行いました。

また平成 27 年度は国の交付金を利用した桑名市プレミアム商品券が発行されることに際し省エネルギー家電の購入者に対し桑名市プレミアム商品券を交付する事業を行いました。

[表 3-1] 家庭用新エネルギー等普及支援補助金交付件数

対象設備	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
太陽光発電設備	—	63件	196件	98件	199件	216件	150件
小型風力発電設備	1件	1件	0件	0件	0件	—	—
ガスエンジン給湯器	4件	4件	4件	1件	0件	—	—
燃料電池	—	—	—	1件	1件	18件	31件
蓄電池	—	—	—	—	1件	6件	25件

[表 3-2] 省エネルギー家電等普及促進事業（平成 27 年度限定）

エアコン	テレビ	冷蔵庫	LED照明	合計
210件	40件	196件	54件	500件

4. 公害対策

(1) 大気汚染

大気汚染は、私たちの生活を支えるエネルギー源である石油や石炭などの化石燃料を燃やすことにより発生する窒素酸化物や浮遊粒子状物質などに起因するものや、私たちの生活を豊かにしてくれる様々な化学物質の中にも、大気に放出されることにより有害となる物質があり、これらが原因となる場合もあります。いずれも、大気中の汚染濃度が高くなると、人の健康や動植物の生育に悪影響を及ぼすことがあります。

桑名市では、市内8ヵ所で大気中の窒素酸化物の濃度を測定しており、その結果は、すべて環境基準を満たしていました。

[表 4-1] 窒素酸化物(二酸化窒素濃度)測定結果（平成 27 年度）

（環境保全目標(三重県)：年平均値 0.02ppm 以下、測定法：サトルツマン法、単位：NO₂ppm)

場 所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
桑名市役所	0.008	0.004	0.007	0.009	0.005	0.007	0.007	0.010	0.011	0.007	0.009	0.007	0.008
大山田東小学校	0.008	0.005	0.007	0.009	0.004	0.006	0.006	0.008	0.008	0.005	0.006	0.005	0.006
桑名西高校	0.008	0.006	0.008	0.009	0.006	0.007	0.006	0.008	0.009	0.006	0.007	0.006	0.007
桑名警察署	0.014	0.011	0.013	0.014	0.010	0.012	0.011	0.012	0.014	0.009	0.010	0.009	0.012
大成小学校	0.008	0.004	0.007	0.008	0.004	0.007	0.007	0.009	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007
深谷小学校	0.008	0.006	0.007	0.008	0.005	0.007	0.006	0.008	0.008	0.005	0.006	0.006	0.007
在良小学校	0.010	0.007	0.009	0.011	0.007	0.009	0.009	0.011	0.012	0.009	0.009	0.008	0.009
七和小学校	0.007	0.006	0.007	0.009	0.005	0.007	0.006	0.008	0.008	0.005	0.006	0.005	0.007

(2) 水質汚濁

① 河川

公共用水域については、環境省が水質保全行政の基準として環境基準を設定しています。桑名市は、市内を流れる河川の規模に応じて定期的に水質を測定しています。

水質調査の結果、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、大腸菌群数の数値が基準値を超えて検出された地点がありました。これは、本来の河川の土壌由来のもの他、家庭や事業所からの雑排水の流入も原因と考えられます。特に、水の流れが少ない河川での影響が大きくなっています。

雑排水の流れ込みによる河川の水質汚濁を防止するため、各世帯の浄化槽の定期的な清掃と下水道の整備を進めていきます。また、河川の水質問題については、桑名市内だけでなく、上流域を含めた地域全体で取り組んでいく必要があります。

【主な水質測定項目】

- pH（水素イオン濃度）（pH）
水の酸性、中性、アルカリ性を示す
- BOD（生物化学的酸素要求量）（mg/L） 【基準値】
水中の汚濁物質（有機物）が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと
数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す
- COD（化学的酸素要求量）（mg/L）
主として水中の有機物が化学的に酸化される際に消費する酸素量のこと
数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す
- DO（溶存酸素）（mg/L）
水中に含まれる酸素の量
- SS（浮遊物質）（mg/L）
水中の粒子状物質のうち、粒径（1 μ m～2mm）の含有量
- 大腸菌群数（MPN/100mL）
大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数

[表 4-2] 河川の水質調査結果 (平成 27 年度)

環境基準指定河川 類型：A 類型【生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）】

場所	項目	基準	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
員弁川	坂井橋	水温	—	15.0	18.0	29.0	20.0	27.4	20.0	19.8	15.5	11.0	10.5	8.5	14.5	
		透視度	—	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上
		pH	6.5~8.5	7.9	8.0	7.9	7.8	7.9	7.9	8.2	7.9	8.0	7.8	7.9	8.1	
		BOD	2 以下	0.5 未満	0.6	1.4	0.5 未満	1.2	1.5	0.6	0.5 未満	0.6	0.5 未満	0.6	0.6	0.9
		DO	7.5 以上	11.0	10.2	10.8	9.8	10.0	9.4	11.0	10.6	13.4	12.2	12.0	11.8	
		SS	25 以下	3	6	3	1	1 未満	2	1 未満	2	1	1 未満	1	1	
		大腸菌	1,000 以下	330	7,900	11,000	3,300	7,900	4,900	3,300	790	490	330	790	350	
	町屋橋	水温	—	15.5	18.0	21.5	21.0	29.2	20.0	19.3	15.5	11.0	10.6	8.3	14.5	
		透視度	—	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	
		pH	6.5~8.5	8.0	8.2	8.2	7.8	8.2	7.9	8.1	7.9	8.0	8.0	7.9	8.1	
		BOD	2 以下	0.5	0.8	1.1	0.5 未満	1.4	2.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.9
		DO	7.5 以上	10.8	11.0	9.6	9.0	10.2	9.4	10.6	10.2	11.8	11.8	13.6	12.0	
		SS	25 以下	3	7	5	3	3	4	1 未満	3	2	2	1	2	
		大腸菌	1,000 以下	310	280	7,900	4,900	1,300	13,000	3,300	1,300	460	1,100	1,700	2,200	
揖斐川	名四大橋	水温	—	14.5	18.5	23.6	22.0	30.4	21.0	21.2	16.6	12.0	11.2	9.0	14.0	
		透視度	—	28	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	30 以上	
		pH	6.5~8.5	7.7	8.2	8.2	7.2	8.3	7.2	7.6	7.4	7.6	7.6	7.7	7.8	
		BOD	2 以下	0.6	1.8	1.7	0.7	2.3	2.3	0.7	0.8	0.7	0.5 未満	0.7	1.8	
		DO	7.5 以上	11.2	10.8	9.4	9.2	9.8	9.6	9.0	9.2	11.2	11.4	11.8	10.8	
		SS	25 以下	20	4	13	4	8	15	4	4	4	2	4	12	
		大腸菌	1,000 以下	3,300	110	330	2,200	790	4,900	11,000	2,300	1,700	790	3,300	1,400	

[表 4-3] 員弁川支流の水質調査結果 (平成 27 年度)

※環境基準未指定河川 (参考の為、表 4-2 の環境基準の A 類型を基準に当てはめています)

場所	採水年月日	水温	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
基準	—	—	6.5~8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
大山田川 (沢南橋西側)	H27.6.17	26.4	9.3	2.1	1	11.4	17,000
	H27.12.15	13.5	7.5	1.6	1	10.6	13,000
蓮花寺川 (稗田橋)	H27.6.17	22.1	8.4	1.5	6	10.8	13,000
	H27.12.15	14.5	7.7	2.4	1	12.0	13,000
桑部川 (桑部橋バス停南側)	H27.6.17	23.5	7.9	1.8	3	9.2	17,000
	H27.12.15	13.5	7.4	4.7	4	9.8	54,000
古川 (正和中学校南東側)	H27.6.17	26.3	8.3	1.7	10	10.0	13,000
	H27.12.15	9.5	7.8	3.2	3	11.4	17,000
嘉例川 (北勢線鉄橋南側)	H27.6.17	26.7	9.3	1.3	2	10.3	11,000
	H27.12.15	15.7	8.2	0.9	1	11.8	3,300
弁天川 (弁天川橋)	H27.6.17	25.0	7.8	1.3	6	9.8	7,900
	H27.12.15	17.2	7.4	1.0	1 未満	10.6	4,900
三弧子川 (三弧子橋)	H27.6.17	24.2	8.1	1.2	3	9.4	4,900
	H27.12.15	13.5	7.7	1.0	1 未満	12.6	1,300
前川 (弁天川合流前)	H27.6.16	27.5	8.7	5.1	7	11.8	54,000
	H27.12.15	20.0	7.6	20	20	10.4	92,000

[表 4-4] 河川の水質調査結果〔長島・多度地区〕（平成 27 年度）

※環境基準未指定河川（参考の為、表 4-2 の環境基準の A 類型を基準に当てはめています）

場所		採水年月日	水温	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
基準		—	—	6.5~8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
長島川	長島橋東側	H 2 7 . 6 . 2	26.5	7.6	3.9	13	6.8	35,000
		H 2 7 . 1 2 . 8	9.5	7.4	1.0	5	8.6	1,700
肱江川	観音橋東側	H 2 7 . 6 . 2	26.7	8.6	1.7	2	9.0	17,000
		H 2 7 . 1 2 . 8	14.0	7.5	0.8	2	11.8	3,300
	新肱江橋東側	H 2 7 . 6 . 2	25.5	8.1	1.3	5	9.8	2,800
		H 2 7 . 1 2 . 8	14.0	8.0	0.7	1 未満	13.6	330
多度川	多度中学校 南側	H 2 7 . 6 . 2	22.4	8.6	0.8	1	10.0	1,300
		H 2 7 . 1 2 . 8	11.7	8.5	0.5 未満	1 未満	12.8	330
	香取水門	H 2 7 . 6 . 2	25.5	7.5	2.1	15	7.4	2,200
		H 2 7 . 1 2 . 8	14.5	7.5	0.7	4	12.4	1,700

② 工場排水

特定事業場の排水規制は、公共用水域の水質を保全するため、全国一律な水質汚濁防止法による排水基準と三重県生活環境の保全に関する条例による上乘せ基準によって行われています。また、これらの法令等による濃度規制と合わせて、伊勢湾などの閉鎖性水域において流入する汚濁負荷量を削減し、水質の改善を図ることを目的に化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量の 3 項目について、総量規制を導入しています。

【生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）】

類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以上
C	水産 3 級 工業用水 1 級 D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 E の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.5 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

- ※ 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ、 β -貧腐性水域の水産生物用
- 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 6. この表は環境基準指定河川に適用になります。
員弁川と揖斐川は A 類型になります。

(3) 騒音・振動

騒音及び振動は、公害の中でも人の感覚に直接影響を与え日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く、また、その人の主観や感情・心理的なものに左右されることから、いわゆる「感覚公害」といわれています。一般的に騒音の発生源は、工場・事業所、建設作業、交通機関や飲食店などの深夜のカラオケなどがあります。このほかには、家庭生活に伴う生活騒音や屋外でも拡声器の使用など、多種にわたっています。

桑名市には工業専用地域が少なく、中小規模の工場・事業所が住居と混在する形態が多いため、局地的な騒音・振動の発生が見受けられます。また、市内には国道1号線・23号線・258号線、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道などが通過し、交通量の増大による交通騒音の影響も見受けられます。

桑名市では、青葉公園をはじめとして市内12ヵ所で環境騒音調査及び交通振動調査を行った結果、一箇所（夜間帯）で環境基準を超過していました。また、平成24年度より、市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音状況の常時監視を実施しています。本業務は、桑名市内の自動車交通騒音の監視地域である幹線交通を担う道路に面する地域のうち、住居等が存在する区域を対象とし、5ヵ年で対象箇所（37ヵ所）全域を実施する予定です。

さらに、中部国際空港（セントレア）が開港して以来、航空機騒音に対する苦情が寄せられるようになりました。現在、桑名市の一部（長島町）が航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ地域に指定されています。今後も市全域が類型当てはめ地域となるよう、引き続き県へ要望していきます。

[表 4-5] 環境騒音調査結果（平成27年度）

（単位：LAeq：dB）

調査場所		類型	用途地域	昼間 (6～22時)	夜間 (22～翌6時)
一般地域	青葉公園	A	第1種低層住専	49	40
	希望ヶ丘第4公園横	A	第1種低層住専	45	41
	諸戸苑公園内	B	第1種住居	47	38
	桑名市適応指導教室(鍛冶町) (旧青少年ホーム)	C	近隣商業	51	41
	高塚第2公園	A	第1種低層住専	46	38
	安永 城南神社前	C	工業	49	44
	多度文学館南	A	第1種中高層住専	52	44
	近鉄住宅東	B	第1種住居	50	50
	東鉦商事(株)三重倉庫東	C	工業	49	47
	大倉公園前	A	第1種低層住専	46	42
	福吉公園(福吉)	B	第1種住居	47	42
かおるヶ丘団地公園前	C	工業	49	43	

※環境基準…A・B 昼間：55／夜間：45
C 昼間：60／夜間：50

[表 4-6] 自動車交通騒音調査結果（平成 27 年度：5 ヶ年実施計画・4 年目）

路線名	調査場所	騒音 (LAeq : dB)		背後地騒音 (LA95 : dB)	
		昼間 (6～22 時)	夜間 (22～翌6 時)	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～翌6 時)
一般国道 258 号	多度町柚井	65	62	47	38
桑名大安線	大字島田	69	63	38	38
北勢多度線	多度町古野	71	67	42	36
北方多度線	多度町香取	62	60	51	43
湾岸桑名インター線	大字立田町	59	56	42	42
御衣野下野代線	多度町下野代	68	64	43	37
立田長島インター線	長島町中川	66	62	40	38
桑名港線	鍛冶町	62	54	40	35

※幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準…昼間：70 / 夜間：65

(4) 悪臭

悪臭は人に不快感を与えるもので、騒音・振動とともに「感覚公害」といわれ、その原因となる物質は多種多様に及んでいます。発生源としては、工場・事業所から発生するものや、近年の都市化や快適環境への欲求の高まりから、家庭生活やサービス業などからの発生が多くなっています。

悪臭防止法では、工場・事業所の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出基準を設けて規制しており、現在 22 物質が指定されています。桑名市は、市内全域が規制地域となっております。苦情の発生に伴い、工場などの立ち入り調査や改善指導などを行っています。

(5) 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の採取や自然的な原因により、地表面が沈下する現象をいいます。地下水の揚水規制、代替水の供給等により、最近は地下水位の回復とともに沈下の進行が沈静化傾向にあります。

水準点の推移については、三重県が市内各地点の標高を調査し確認しています。

[表 4-7] 平成 26 年度水準点成果一覧表（平成 27 年度三重県環境白書より）

所在地	水準点番号	標高(m)	年間変動量(cm)
播磨	国 1469-1	24.9675	-0.24
上之輪	国 1469	5.0120	-0.32
中央町	国 001-382	0.7893	-0.24
江場	国 1467	1.4694	-0.40
大貝須	県 46-7	-0.1532	-0.38
太平町	県 1	-1.0917	-0.40
福地	県 47-11	-0.9449	-0.30
城南萱町	県 46-8	0.0757	-0.32
長島町間々	県 46-2	-1.0199	-0.85
長島町又木	国 1470	2.1388	-0.62
長島町松ヶ島	県 46-3	0.0852	-0.62
長島町松蔭	建 35-14	5.4054	-0.96
長島町西川	県 46-1	-0.6274	-0.87
長島町青鷺川	県 46-4	-0.9564	-0.68
長島町白鷄	建 35-16	0.3971	-0.73
長島町松東	建 46-5	-1.2495	-0.67
長島町東殿名	国 001-377	-0.7507	-0.48
多度町福永	建平賀	0.9474	-0.65
多度町東福水	下流 I R-14	1.2779	-0.57

(6) 公害苦情

公害苦情は、産業型と生活・都市型に大別されますが、最近では快適環境の要求の高まりもあり、近隣生活環境に関わる生活・都市型の苦情が増加する傾向にあります。

特に、住宅地の拡大による工業地域内での住宅の立地、住民同士の生活環境の複雑化などにより、工業地域や住居地域での苦情の発生が多くなっています。

[表 4-8] 公害苦情件数（平成 27 年度）

大気	水質	土壌	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
30 件	25 件	0 件	25 件	2 件	0 件	10 件	1 件	93 件

※その他…不法投棄等

5. 環境衛生

(1) 衛生

公共施設、側溝、排水路等の動力噴霧器による消毒を実施するほか、地元自治会で町内ぐるみの消毒を実施する場合、薬剤の支給を行うなど、蚊・蠅等の撲滅に向けて実施しています。

[表 5-1] 機動力（平成 27 年度）

機械器具名	台数
サニタリカー	1 台
二兼機	3 台
肩掛噴霧器	3 台
ミストファン	1 台
動力噴霧器	3 台

[表 5-2] 薬剤使用量（平成 27 年度）

薬剤名	使用量	備考
ピレハイス	333 $\frac{\text{リットル}}{1000}$	
スミチオン	325 本	100ml 入自治会配布
フマテックス	316 kg	
クレゾール	1.7 $\frac{\text{リットル}}{1000}$	

(2) 狂犬病予防及び動物愛護

狂犬病予防法に基づき、畜犬登録及び狂犬病予防集合注射を実施し、畜犬の登録管理を実施しています。また、犬と猫の繁殖を抑制し、適正な飼養による生活環境の充実を図るため、犬と猫の不妊及び去勢手術費に対する補助金を交付しています。

さらに、動物愛護の意識と飼育マナーの向上を図るため、広報誌やホームページ等で啓発を行うとともに、三重県桑名保健所と連携して飼い方の指導も行っています。

[表 5-3] 畜犬登録状況

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
新規登録	755 頭	670 頭	724 頭	657 頭	662 頭	698 頭	773 頭
転 入	47 頭	51 頭	58 頭	83 頭	103 頭	78 頭	110 頭
転 出	49 頭	45 頭	63 頭	49 頭	64 頭	75 頭	145 頭
死 亡	684 頭	919 頭	649 頭	806 頭	775 頭	669 頭	585 頭
失踪・処分	11 頭	12 頭	6 頭	32 頭	6 頭	4 頭	5 頭
行政削除	—	—	—	—	—	681 頭	67 頭
注射頭数	8,538 頭	8,076 頭	8,205 頭	8,041 頭	7,995 頭	7,922 頭	7,861 頭
登録頭数	11,487 頭	11,232 頭	11,296 頭	11,149 頭	11,069 頭	10,416 頭	10,497 頭

[表 5-4] 犬・猫不妊及び去勢手術費補助金交付件数

種 別		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
犬	避 妊	163 頭	184 頭	173 頭	175 頭	176 頭	138 頭	144 頭
	去 勢	171 頭	171 頭	182 頭	151 頭	144 頭	139 頭	161 頭
	合 計	334 頭	355 頭	355 頭	326 頭	320 頭	277 頭	305 頭
猫	避 妊	128 匹	299 匹	325 匹	294 匹	260 頭	323 頭	216 匹
	去 勢	240 匹	179 匹	163 匹	190 匹	186 頭	194 頭	283 匹
	合 計	368 匹	478 匹	488 匹	484 匹	446 頭	517 頭	499 匹

※補助金額（1 頭当たり）：犬 不妊 2,000 円、去勢 1,500 円 猫 不妊 2,500 円、去勢 2,000 円

(3) 火葬場の運営管理

桑名市火葬場は、昭和 43 年に建設され建築後 40 年余を経過し老朽化していました。

そこで、これまでの火葬場のイメージを一新し、人生の終焉の場として市民ニーズに即した近代的で明るい、環境に配慮した都市型の火葬場として桑名市斎場「おりづるの森」を建設し、平成 22 年 10 月より供用を開始しました。

[表 5-5] 施設の状況

名 称	桑名市斎場
所 在 地	桑名市新西方七丁目 16 番地
建設年度	平成 22 年度
建物概要	斎場、葬儀場、その他(事務所等)
主要施設	大型人体炉(8)、大型動物炉(1)、動物室(1)、告別室(2)、収骨室(2)、霊安室(1)、待合室(6)、キッズルーム(1)、式場(大)(50 席程度)(2)、式場(小)(10 席程度)(1)、遺族控室(2)、和室(2)、会議室(2)、事務室(1)、喫煙室(2)、立体駐車場(127)、平面駐車場(28)、大型バス(2)、マイクロバス(3)、車椅子・思いやりスペース(3)

[表 5-6] 使用料金 ※平成 28 年 4 月 1 日現在

種 別		桑名市斎場	
		市内	市外
大 人	1 体	10,000 円	100,000 円
小 人	1 体	5,000 円	50,000 円
死産児	1 体	5,000 円	50,000 円
身体の一部	1 件	5,000 円	50,000 円
死胎、胞衣 又は産汚物	1 件	3,000 円	30,000 円
動 物 (鹿・猪以外)	1 件	3,000 円	30,000 円
動 物 (鹿・猪)	1 件	5,000 円	50,000 円
葬儀場(大)	1 回	205,720 円	411,430 円
葬儀場(小)	1 回	64,800 円	129,600 円
霊安室	1 日につき	5,140 円	51,430 円
会議室	3 時間まで	1,030 円	—

[表 5-7] 利用件数

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
大 人	1,206 件	1,282 件	1,294 件	1,362 件	1,397 件	1,343 件	1,393 件
小 人	9 件	7 件	6 件	4 件	5 件	1 件	3 件
死 産 児	39 件	27 件	22 件	31 件	23 件	20 件	22 件
産 汚 物	18 件	14 件	6 件	12 件	7 件	10 件	3 件
犬猫の類	1,858 件	1,820 件	1,833 件	1,926 件	1,849 件	1,845 件	1,936 件
合 計	3,130 件	3,150 件	3,161 件	3,334 件	3,281 件	3,209 件	3,357 件

(4) 廃棄物対策

桑名市の平成 27 年度年間ゴミ排出量（資源物回収量は除く）は 43,797t で、その内訳は、家庭系ゴミ 27,392t (62.5%)、事業系ゴミ 16,405 t (37.5%) となっています。資源物の回収については、現在、3 方式（自治会資源物回収・リサイクル推進施設への持込み・市内スーパー駐車場等への持込み）で実施しています。近年では資源物回収が定着してきており、平成 27 年度の資源物回収実績は 6,266 t となりました。これらのことから、市民及び事業者の意識が安定してきており、資源の節約とゴミ発生抑制に、一定の効果があったと思われます。

[表 5-8] ゴミの排出量

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
家庭系(収集)	27,303.2t	27,082.1t	27,217.3t	27,655.9t	27,755.5t	27,408.9t	27,391.5t
事業系(搬入)	15,151.2t	14,476.9t	14,532.4t	14,220.0t	14,868.4t	15,301.9t	16,405.0t
合 計	42,454.4t	41,559.0t	41,749.7t	41,875.9t	42,623.9t	42,710.8t	43,796.5t

6. 自然環境

(1) 天然記念物

多度のイヌナシ自生地は、平成 22 年 8 月 5 日、国の天然記念物に指定されました。また、美鹿の神明スギに続き平成 25 年 3 月 25 日、嘉例川ヒメタイコウチ生息地が県の天然記念物に指定されました。そして市の天然記念物としては、力尾地区嘉例川火山灰層が平成 25 年 10 月 9 日に指定されました。天然記念物の多くは住宅地及びその近郊にあり、人為的な影響を受けやすいことから、今後、周辺環境の改変には十分な配慮を行い、関係部署との連携を図りながら、天然記念物を保護していくよう努めます。

[表 6-1] 桑名市の天然記念物

指定	名 称	場 所	指定期日
国	多度のイヌナシ自生地	桑名市多度町多度	H22. 08. 05
県	美鹿の神明スギ	桑名市多度町美鹿	S18. 04. 22
県	嘉例川ヒメタイコウチ生息地	桑名市嘉例川	H25. 03. 25
市	芳ヶ崎のクロガネモチ	桑名市芳ヶ崎	S41. 11. 22
市	太夫の大樟	桑名市太夫	S34. 07. 17
市	照源寺の夫婦マツ	桑名市東方	S50. 03. 07
市	長島の大松	桑名市長島町西外面	H07. 04. 13
市	宇賀神社シイの森	桑名市多度町柚井字宇賀	H17. 06. 28
市	ヒメタイコウチ	桑名地区・多度地区	S60. 12. 09
市	力尾地区嘉例川火山灰層	桑名市多度町力尾	H25. 10. 09

(2) 自然環境調査

桑名市環境基本条例に基づき、桑名市地域の自然環境を保護するため、平成 20 年度から自然環境調査事業を行っています。調査項目を植物・鳥類・陸生脊椎動物（哺乳類・爬虫類・両生類）・昆虫・水生生物の 5 項目に定め、現地調査を進めています。平成 25 年 3 月には、調査結果から主な生きものについて紹介する冊子とマップ版の「くわなの生きもの」を発行しました。

平成 27 年度は三重県総合博物館にて桑名の生きものの学習会を実施したほか、自然観察会として 4 回の企画を行い、多くの方にご参加いただきました。